

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(3) 環境影響への配慮

① 大規模開発における環境影響の回避・低減（開発協議制度や環境影響評価制度の適切な運用）

(1) 事業目的

① 環境影響評価制度【環境政策課】

環境影響評価（環境アセスメントは、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業（道路、ダム事業など）の実施前に環境への影響について調査、予測又は評価を行い、環境の保全について配慮するものです。

環境影響評価の推進は、開発事業等による環境への悪影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくために極めて重要です。

国においては、平成9年に「環境影響評価法」が公布され、平成11年から全面施行されました。施行後の状況の変化や施行を通じて明らかとなった課題等に対応するため、平成23年4月に法改正が行われ、平成25年4月1日に全面施行されました。

本県においては、平成9年に制定された「島根県環境基本条例」において環境影響評価の推進が定められたことを契機として、平成11年に「島根県環境影響評価条例」を制定し、法の対象規模未満で一定規模の事業等について環境影響評価を義務付けました。島根県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続きの流れについては、資料編：表1のとおりです。

② 開発協議制度【用地対策課】

面積1ha以上の開発を行う事業については、「島根県土地利用対策要綱」に基づく、事前の開発協議制度を設けています。これは、災害等の防止や自然環境の保全を図りながら、適正な開発を確保することを目的として、開発の実施に際して必要な手続きや留意すべき事項等を取りまとめ、開発事業者にお知らせするものです。

(2) 取組状況

① 環境影響評価制度【環境政策課】

本県において、令和3年度に環境影響評価を実施した事業は1件で、詳細については資料編：表2のとおりです。

② 開発協議制度【用地対策課】

令和3年度の件数は10件で、過去10年間の内訳は、資料編：表3のとおりです。

なお、国・地方公共団体・公社等が行う公共事業等については、「公共事業等に関する連絡調整要綱」に基く連絡調整事業は3件でした。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 用地対策課	0852-22-6379